四国中央市おやこアートワークショップ開催業務

仕様書

１　事業内容

市内の小学生以下とその保護者を対象に、四国中央市の紙製品等を活用したおやこアート体験型のワークショップをすることにより、アート活動に対する機運を醸成するとともに、保護者間での交流促進を図り、子育ての孤立解消につなげることを目的とする。

２　従事者

　会場設営、受付、講師等、事業実施に必要数を確保すること。

３　実施に関すること

　　１日あたり２回の実施（午前・午後）とし、３日(６回)以上実施すること。

川之江・三島・土居地域で、各１日以上実施とすること。

１回あたりの開催時間は２時間程度とし、募集組数はおやこ20組とすること。

４　実施場所

　実施場所は公共施設とする。また、会場設営を含む必要物品も受注者にて準備すること。

５　募集

1. ワークショップの募集は、発注者及び受注者が協力して行う。

また、受注者の創意工夫により広く周知に努め、参加者を募ること。

(2) 印刷物等の広報活動による参加者の募集及び本事業の周知を図る場合は、四国中央市の受託事業と分かるよう明記すること。

(3) 参加者の応募者受付フォームは発注者が行う。

６　参加料

　参加料は無料とし、本事業に係る費用は全て委託料から支出すること。

７　安全管理等

(1)安全を期し実施すること。また、万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置をとり、発注者に届け出なければならない。

(2) 参加者の身体状態について常に気を配り、適切な実施に努め、安全管理を徹底する。

８　記録の作成

　ワークショップ実施にあたり、次に掲げる書類を作成すること。

　なお、ワークショップ１日毎に作成すること。

(1) 計画書（様式第１号）

(2) 実績報告書（様式第２号）

(3) 実施状況(ドキュメント、任意様式、Ａ４サイズ２枚程度）

(4) 実施状況(ショート動画、1分程度)

９　報告

（1）ワークショップ開催前に８(1)の書類により発注者に報告する。

（2）ワークショップ終了次第、８(2)(3)(4)の書類等により発注者に報告する。

10　委託料の支払い

1. 受託者は、すべての業務が終了後に業務完了届を提出し、業務委託料の支払いを請求することができる。
2. 発注者は、10（1）に規定する請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

11　個人情報保護とセキュリティ対策

　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年四国中央市条例第１号）を遵守する。個人情報の取扱いには慎重を期し、業務に関する事項及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後においても同様とする。

12　その他

1. 感染症の状況における契約内容及び委託金額の変更、並びにその他業務執行に必要な事項については、発注者と受注者の双方において協議を行い決定するものとする。
2. 利用者の声を反映させ、ワークショップの質的向上に努める。
3. この仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

様式第１号

計画書

 年 月 日

四国中央市長　　様

　所 在 地

　法 人 名

　代表者職

氏名

四国中央市おやこアートワークショップ開催業務の業務計画について、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| ワークショップ名 |  |
| 実 施 予 定 | 　　年　　月　　日　　時　　分　～　　　年　　月　　日　　時　　分 |
| 講　　　師スタッフ名等 |  |
| 内　　　容 |  |
| 備　　　考 |  |

様式第２号

実績報告書

 年 月 日

四国中央市長　 様

所 在 地

法 人 名

代表者職

氏名

四国中央市おやこアートワークショップ開催業務実施状況について次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| ワークショップ名 |  |
| 開　催　回 | 　　　　回目、　　回目　（全　　　回のうち） |
| 実　施　日 | 　　　年　　月　　日 |
| 場　　　所 |  | 時　　間 | ～ |
| 講　　　師スタッフ名等 |  | 人　　数 | 人　 |
| 内　　　容 |  |
| 備　　　考 |  |